

<p>【令和8年2月9日更新】</p> <p>令和8年度（2026年度）随時採用 函館市会計年度任用職員（専門職） 募集業務等一覧</p> <p>函館市総務部人事課</p>	<p>【受付期間】 随時</p>
	<p>【採用予定日の目安】 合格通知の発出日が属する月の翌々月1日</p>
	<p>選考方法：面接試験</p>

函館市会計年度任用職員の採用試験を次のとおり行います。

## 1 勤務条件等

職の区分	専門職Ⅱ・Ⅲ
業務内容	配属された課の特定の業務や専門的な業務を行っていただきます。
業務に必要な資格・経験等	業務内容に応じた資格・免許・経験等が必要です。
勤務時間	週29時間以内
	具体的な勤務時間は、業務ごとに定める要綱に基づきます。
給料・報酬月額	給料・報酬は、職種や最終学歴および公務経験等により異なり、各職種ごとに記載している金額の範囲内で決定します。 (各業務の給料・報酬月額については、「2 募集する職および業務」を参照してください) ※ 条例の改正（公務員の給与改定）により、金額の範囲は変更となる可能性があります。
通勤手当	通勤距離など一定の要件を満たす場合に支給されます。
期末手当 勤勉手当	条例等に基づき、支給します。
時間外手当等	公務上必要な場合には、時間外勤務または休日等に勤務を命ずることがあります。 この場合は、時間外勤務手当（またはこれに相当する報酬）の支給等があります。
退職手当	支給はありません。
その他	災害対応など緊急の業務が発生した場合には、 応援職員として避難所設営などの業務に従事することがあります。 ※勤務時間外や勤務を要しない日、休日に業務に従事した場合は、その分の手当等の支給があります。

- 保険適用  
法令の定めるところにより、社会保険（厚生年金）、共済組合（短期組合員）、労災保険および雇用保険の適用があります。
- 任用期間  
任用期間は、採用予定日から採用予定日が属する年度の末日（3月31日）までですが、次年度以降も同一の職（業務）が設置される場合には、勤務実績に基づく人事評価の結果を考慮して、再度の任用（最大4回まで）を行う場合があります。  
次年度以降に事務事業の見直し等により、職や業務そのものが廃止されることとなった場合には、勤務実績が良好であっても、再度の任用は行いません。
- 繰り上げ合格について  
試験の合格者から辞退者が発生した場合、受験者の中から成績に応じて繰り上げ合格となる可能性があります。

## 2 募集する職および業務

### (1) 専門職Ⅱ

募集業務	受験資格（業務上必要となる資格）	採用予定	勤務箇所	業務内容
福祉事務所 家庭児童相談員	以下のすべてに該当する方 ・普通自動車運転免許を有する方 ・次の(1)～(7)のいずれかに該当する方 (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師または保育士のいずれかの資格を有する方 (任用開始日までに取得可能な方を含む) (2) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する方 (3) 大学や大学院において、心理学を専修する学科または相当する課程を修めて卒業した方（任用開始日までに取得可能な方を含む） (4) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した方 (5) 児童福祉司 (6) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事し、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した方 (7) 社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間と児童相談所の所員として勤務した期間の合計が2年以上であり、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した方  ※本業務は令和8年12月25日までに施行予定の「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。	1名	子ども未来部子ども見守り・相談課 (五稜郭町23-1)	・家庭児童福祉に関する相談対応、支援 ・子どもからの相談に関する対応、支援 ・児童虐待に関する業務等  ※公用車での外勤を含む
	勤務時間	休日等	給料・報酬月額	
	(1) 8:45～17:30（休憩時間60分） (2) 8:45～15:30（休憩時間60分） (3) 13:15～19:00 ・上記シフトの組み合わせにより週29時間勤務	土・日を含む週3日・祝日・ 年末年始（12/29～1/3）	152,304円～203,357円	
児童館児童厚生員	以下のいずれかに該当する方 ・小学校、中学校、高等学校もしくは幼稚園教諭の普通免許状、または保育士証を有する方（任用開始日までに取得可能な方を含む） ・社会福祉士資格を有する方（任用開始日までに取得可能な方を含む） ・児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する方  ※本業務は令和8年12月25日までに施行予定の「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。	2名	市内各児童館等 ※勤務箇所は選べません。	児童の育成指導および児童館等の管理業務等
	勤務時間	休日等	給料・報酬月額	
	9:00～18:00の時間内で週29時間のシフト勤務 ※一部児童館で一定の期間（期間未定）、2週間に1・2回程度19～20時（館により異なる）までの勤務あり （勤務時間が6時間を超える場合は休憩時間60分）	原則、日曜日を含む週2日・祝日・ 年末年始（12/29～1/3）	152,970円～203,261円	

### (2) 専門職Ⅲ

募集業務	受験資格（業務上必要となる資格）	採用予定	勤務箇所	業務内容
はこだて療育・自立支援センター生活支援員	以下のいずれかに該当する方 ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を有する方（任用開始日までにこれらの資格を取得する見込みの方を含む） ・介護職員初任者研修課程（旧ホームヘルパー養成研修2級）以上を修了した方 ・障害福祉サービス事業所等での直接支援業務において実務経験のある方	男性3名 ※同性介助を要する為	はこだて療育・自立支援センター (湯川町2-39-26)	障害福祉サービス事業所における利用者の介護、介助業務等
	勤務時間	休日等	給料・報酬月額	
	8:30～17:15の範囲内で週に29時間勤務 (休憩時間60分)	土・日・祝日・ 年末年始（12/29～1/3）	164,645円～208,650円	
はこだて療育・自立支援センター臨床心理士	以下のすべてに該当する方 ・子どもの臨床経験を有する方 ・臨床心理士、公認心理師または臨床発達心理士の資格を有する方 ※本業務は令和8年12月25日までに施行予定の「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。	2名	はこだて療育・自立支援センター (湯川町2-39-26)	発達検査およびペアレントトレーニング、診療補助、電話対応（発達相談や診療申込）に係る業務
	勤務時間	休日等	給料・報酬月額	
	9:00～17:15の範囲内で週に29時間勤務（休憩時間60分） 火曜日～金曜日	月・土・日・祝日・ 年末年始（12/29～1/3）	167,318円～212,072円	

#### 申込みにあたっての注意事項

1. 国籍は問いません。ただし、就労が制限されている在留資格の者の受験は認めません。
2. 申込みは、1人1業務のみとします。（申込後の業務変更は不可）
3. 試験申込みにあたっての提出書類等は一切返却しません。
4. 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 函館市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 試験の方法および内容

方法および内容	日程
面接試験 (面接試験による人物評価)	随時実施 ※試験日程、内容等の詳細については、別途送付する通知で必ず確認してください。

※ 試験内容については、上記に記載している以上の事柄はお教えできませんので、問い合わせはご遠慮ください。

### 4 申込の方法および受付期間

#### (1) 共通事項

必要書類	① 履歴書 ※様式は問いません ※申込を希望する「募集業務」の名称(前ページに記載)を欄外に必ず記入してください ② 職務経歴書 ※様式は問いません ③ 下表「(2) 申込時の必要書類」において募集業務ごとに定めた必要書類
申込方法	上記①～③の書類を「特定記録郵便」で郵送もしくは申込先まで持参してください。
受付期間	随時受付 ※申込状況により、受付期間を延期または事前の告知なく終了する場合があります。その場合は別途ホームページ等でお知らせします。 ※受付後、面接日時や場所が記載された通知を送付します。
申込先	〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市総務部人事課 電話 (0138) 21-3667  ※お問い合わせいただく際は、「会計年度任用職員の随時(ずいじ)採用の件」とお伝えください。 ※持参される方は、市役所本庁舎6階の総務部人事課の執務室までお越しください。

#### (2) 申込時の必要書類

募集業務	必要書類
福祉事務所家庭児童相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定性犯罪の前科に関する確認書」※様式は、市HPよりダウンロードしてください。</li> <li>・普通自動車運転免許証の写し</li> <li>・次の(1)～(9)のうち、いずれかの書類</li> <li>(1) 社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師の登録証の写し</li> <li>(2) 保健師、助産師または看護師の免許証の写し</li> <li>(3) 保育士証の写し</li> <li>(4) 教育職員免許法に規定する普通免許状の写し</li> <li>(5) 大学の卒業証明書または大学院の修了証明書(心理学に相当する課程の場合は単位修得証明書も必要)</li> <li>(6) 社会福祉主事任用の卒業証明書、単位修得証明書および在職証明書(児童福祉事業に3年以上従事した経験を認めるもの)</li> <li>(7) 在職証明書(児童福祉所としての勤務経験を認めるもの)</li> <li>(8) 社会福祉主事任用の卒業証明書、単位修得証明書、在職証明書(児童福祉事業に2年以上従事した経験を認めるもの)および厚生労働大臣が定める講習会の修了書</li> <li>(9) 社会福祉主事任用の卒業証明書、単位修得証明書、在職証明書(児童福祉事業に従事した経験および児童相談所の勤務経験を認めるもの)および厚生労働大臣が定める講習会の修了書</li> </ul>
児童館児童厚生員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定性犯罪の前科に関する確認書」※様式は、市HPよりダウンロードしてください。</li> <li>・次の(1)～(4)のうち、いずれかの書類</li> <li>(1) 教諭免許状の写しまたは教諭免許状取得見込証明書</li> <li>(2) 保育士証(または保育士登録済通知書)の写し</li> <li>(3) 社会福祉士登録証の写し</li> <li>(4) 在職証明書(児童福祉事業に2年以上従事した経験を認めるもの)</li> </ul>
はこだて療育・自立支援センター生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(1)～(3)のうち、いずれかの書類</li> <li>(1) 該当する資格免許証または資格登録証の写し</li> <li>(2) 在職証明書(受験資格で定める業務に従事した経験を認めるもの)</li> <li>(3) 卒業見込証明書</li> </ul>
はこだて療育・自立支援センター臨床心理士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定性犯罪の前科に関する確認書」※様式は、市HPよりダウンロードしてください。</li> <li>・在職証明書(病院等での子どもの臨床経験を有することを確認できるもの)</li> <li>・次の(1)～(3)のうち、いずれかの書類</li> <li>(1) 臨床心理士資格登録証の写し</li> <li>(2) 公認心理師登録証の写し</li> <li>(3) 臨床発達心理士証または認定証の写し</li> </ul>